

業務委託仕様書

1 業務名

北九州エコライフステージのコンテンツ企画及び情報発信等提案業務

2 目的

北九州エコライフステージは、2001年に開催された「北九州博覧祭」において、“身近なことからできる環境行動”を「私たちのエコデザイン宣言」として実施したことが原点となり、以降、毎年開催されてきた北九州市の市民環境力を象徴する環境イベントであり、日ごろから環境活動を行う市民団体・NPO、企業、学校等の団体の活動発表・交流の場として機能してきた。また、例年、60～70の市民団体、NPO、企業、学校、行政等による出展や、ステージイベント、資源回収の実施、EVバスの展示等を行ってきた。

現在、北九州市では「世界をリードするサステナブルシティ」を目指した取組を進めており、「北九州エコライフステージ」についても、サステナブルシティを体感できるイベントにアップデートしていくため、これまで培ってきたエコライフステージの精神を引継ぎながら、より多くの来場者の行動変容を促すようなものに見直すことを目的とする。

3 実施期間

契約締結日から令和7年12月19日（金）まで

4 業務内容

（1）集客企画の実施

「エコライフステージ2025」内で実施するコンテンツを企画・提案・実施すること。
内容は、普段、環境活動をしていない一般市民（たまたま通りかかった人、若者など）が気軽に立ち寄りたくなる「環境」や「サステナブル」をテーマとした集客企画を提案するもの。また、「楽しさ」や「面白さ」を感じてもらえるものとする。

例：生活に身近な「ファッション」や「食」等

<「エコライフステージ2025」開催概要>

- ・日時 令和7年11月8日（土）、9日（日）10時～15時
※設営（予定）：11月7日（金）～、撤去（予定）：～11月10日（月）10時
- ・場所 船場広場、クロスロード、リバーウォーク周辺、北九州市役所周辺
- ・イベント内容（案） 市民団体・NPO・企業・学校・行政等によるブース出展
「環境」や「サステナブル」をテーマとした集客企画

■上記イベントの一面として本業務委託で使用可能な場所：紫川沿道（別紙1参照）

※使用場所については、発注者の指示に従うこととし、歩行者等の通行や点字ブロックの利用、建造物・公園入口を妨げないように留意すること。

■本業務委託の位置づけ：「環境」や「サステナブル」をテーマとした集客企画

■注意事項

- ・業務の実施にあたり必要な届出や手続きを行うこと。

- ・「エコライフステージ 2025」同日に、会場周辺にて他の文化事業が行われる予定であるため、音を出す企画については発注者と調整を行うこと。

■禁止行為

- ・競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- ・花火、キャンプファイヤー等の火気を使用すること。
- ・他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- ・都市公園及び公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- ・竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- ・土地の形状を変更すること。
- ・ごみその他の汚物を捨てること。
- ・鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・立入禁止区域に立ち入ること。
- ・指定された場所以外に車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。

(2) SNS（インスタグラム等）を活用した情報発信

若者や一般市民により効果的に情報が伝わる SNS の活用策を提案し運用すること。
ただし、次年度以降も簡単に主催者が運営できる手法とすること。

(3) 今後のエコライフステージの在り方に関する調査

エコライフステージの過去の開催実績や「エコライフステージ 2025」の開催状況を検証、評価したうえで、今後もサステナブルなイベントとしていくために、トレンドをとらえたコンテンツ等を提案すること。

5 成果品及び事業完了報告について

(1) 提出物

- ・ 成果物・・・・・・データー式
※ただし、PDF、パワポ、イラストレーター等、印刷可能な形式とする
- ・ 業務完了報告書
- ・ 本業務において作成した資料等の中で本市が指示するもの

<注意事項>

- ・市内部の検討用として、市の要求に応じて途中成果物を提出すること。
- ・4（3）の途中に成果物は、複数パターンを提案するものとし、市検討後の要求事項を次回の成果物に反映すること。

(2) 提出先

北九州市環境局環境学習課

6 事業費の上限

¥5,000,000以内（消費税相当分および地方消費税相当分を含む）とする。

7 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- ・ 受託者は、発注者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- ・ 委託業務において受託者が作成する情報については、発注者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- ・ 受託者は、発注者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- ・ 委託業務において受託者が作成した情報についても、発注者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

8 その他

- (1) 本業務を進めるにあたり、以下の資料を参考とすること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本市と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。
- (3) 業務の実施にあたっては、必要に応じて環境局環境学習課等関係部署と協議・打ち合わせを行うこと。
- (4) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、本市から提供された資料等あるいは本市に引き渡す資料等の漏洩及び紛失が無いよう、その管理を徹底するとともに、本市の承諾なく複写及び複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに本市に返還するものとし、電子情報にあつては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。
- (5) 成果品に係る一切の権利は、北九州市に帰属するものとし、市の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。加えて、本業務を遂行するにあたり知り得た情報についても、市の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。
- (6) 本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。
- (7) この仕様書に含まれない項目が発生した場合は、発注者及び受託者で協議を行ったうえで、対応を検討すること。

本業務委託で使用可能な場所

(・・・使用可能な場所、・・・市民団体等によるブース出展)

